

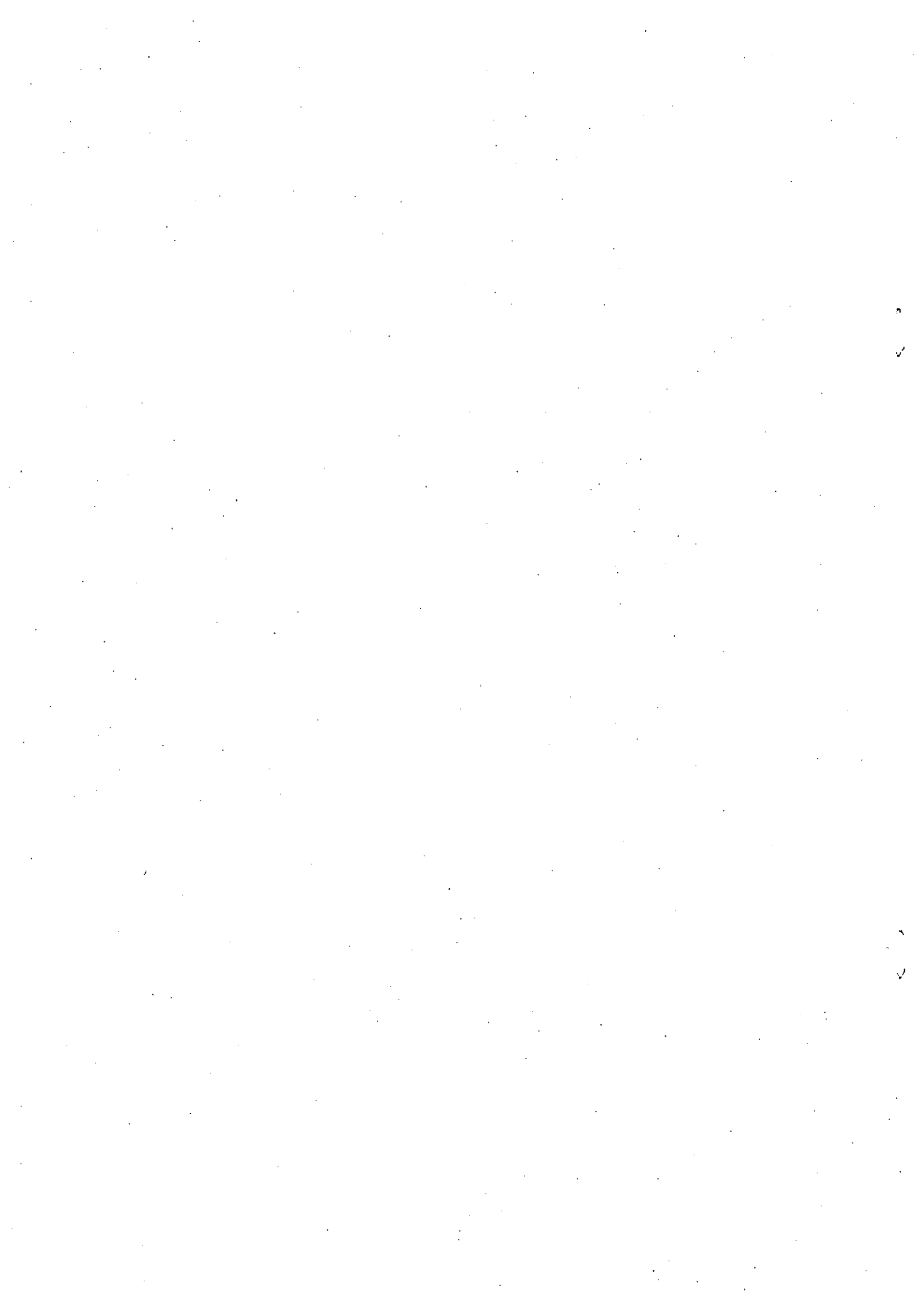
福祉生活病院常任委員会資料

(平成28年12月15日)

【件名】

- 1 「平成28年鳥取県中部地震災害義援金」配分委員会の開催について
(福祉保健課)・・・1
- 2 「鳥取働き方改革推進会議」の開催結果について
(子育て応援課)・・・3
- 3 エボラ出血熱に係る患者移送訓練の実施結果について
(健康政策課)・・・4

福祉保健部



「平成 28 年鳥取県中部地震災害義援金」配分委員会の開催について

平成 28 年 12 月 15 日

福祉保健課

「平成 28 年鳥取県中部地震災害義援金」配分委員会を開催しましたので、その概要を報告します。

1 第 1 回配分委員会

(1) 日 時 11 月 29 日 (火) 午後 2 時から午後 3 時

(2) 場 所 日本赤十字社鳥取県支部奉仕団室

(3) 概 要

ア 受付状況(11 月 27 日時点)

窓 口	件 数	金 額 (円)
日本赤十字社鳥取県支部	420	33,901,533
鳥取県共同募金会	702	11,980,030
鳥取県	151	18,093,147
合 計	1,273	63,974,710

イ 配分案

一次配分基準		必要額試算	
		想定件数	必要額(千円)
人的被害(死亡)	該当なし	—	—
人的被害(重傷者)	70 千円/人	4 人	280 千円
住宅被害(全壊)	100 千円/世帯	20 世帯	2,000 千円
住宅被害(大規模半壊)	50 千円/世帯	125 世帯	6,250 千円
住宅被害(半壊)	35 千円/世帯	125 世帯	4,375 千円
合 計	—	—	12,905 千円

ウ 主な意見

- ・義援金約 64 百万円に対し、一次配分額が約 13 百万円であり(約 2 割)で少ない。
- ・約 8 割が保留となっているが、どうするのか早急に検討すべき。
- ・個々の配分額が低い。他県の災害例でも一次配分で 30~40 万円であり、増額を検討すべき。

2 第 2 回配分委員会

(1) 日 時 12 月 2 日 (金) 午後 3 時 45 分から午後 4 時 20 分

(2) 場 所 県庁第 34 会議室

(3) 概 要

ア 配分案

一次配分基準		必要額試算	
		想定件数	必要額(千円)
人的被害(死亡)	該当なし	—	—
人的被害(重傷者)	100 千円/人	4 人	400 千円
住宅被害(全壊)	300 千円/世帯	20 世帯	6,000 千円
住宅被害(大規模半壊)	150 千円/世帯	125 世帯	18,750 千円
住宅被害(半壊)	100 千円/世帯	125 世帯	12,500 千円
小 計	—	—	37,650 千円
住宅被害(小規模半壊)	県の被災者住宅修繕支援金に活用	—	26,325 千円
合 計	—	—	63,975 千円

(2) 主な意見

- ・配分額が増額してあり事務局案を了承する。
- ・今回の配分ルールは、小規模半壊世帯が 99%という特殊な災害のものであり、今後の災害の時はその被害の実態に応じた配分ルールとすること。

3 今後の予定

- 年内を目途に市町村に対して義援金を配分
- 市町村から随時被災者へ義援金を配分
- 第3回配分委員会を1月下旬頃、第4回配分委員会を4月上旬頃に開催

参考

1 近年の配分ルール

		H22豪雪災害の場合	H12鳥取県西部地震
一次配分	人的被害(死者)	300千円/人	—
	人的被害(重傷者)	30千円/人	70千円/人
	住家被害(全壊)	—	100千円/世帯
	住家被害(半壊)	50千円/世帯	35千円/世帯
	計	1,880千円	34,360千円
二次配分	農林水産業等施設被害と農畜産物被害の被害額により按分 17,304千円	点数按分方式により市町村へ配分 123,819千円	
最終配分額	19,185千円	258,179千円	
残額の処分方法	社協の災害ボランティア活動振興基金へ積立	社協の災害ボランティア活動振興基金へ積立	

2 義援金配分委員会委員

所属及び役職名	氏名	備考
日本赤十字社鳥取県支部事務局長	前嶋 成樹	
鳥取県共同募金会配分委員会委員長	相見 楓子	副委員長
鳥取県社会福祉協議会専務理事	杉本 新二	
NHK鳥取放送局長	小田橋 昭仁	
鳥取県福祉保健部長	藪田 千登世	委員長
鳥取県生活環境部くらしの安心局長	酒嶋 優	

*事務局：鳥取県福祉保健部福祉保健課

「鳥取働き方改革推進会議」の開催結果について

平成 28 年 12 月 15 日

雇用人材局労働政策課

元気づくり推進局女性活躍推進課

子育て王国推進局子育て応援課

「質の良い雇用を創出・確保」し、若者の地方への定着により人口減少に歯止めをかけるため、「働き方改革」に関して、県、労働局、市町、商工団体、労働団体、高等教育機関等関係者が取組の方向性と内容について議論する「鳥取働き方改革推進会議」（鳥取労働局主催）を設置し、平成28年12月6日に第1回会議を開催しましたので概要を報告します。

1 鳥取働き方改革推進会議の設立趣旨

地域の実情に応じた働き方改革の取組をこれまで以上に強力に推し進めるため、広く地域の関係者を交え、鳥取県における働き方に関する課題や、今後の働き方改革の取組の方向性及びその内容について意見交換を行う場として設置する。

2 会議構成員

議長 鳥取労働局長

副議長 鳥取労働局総務部長、鳥取県商工労働部雇用人材局長

構成員 鳥取労働局各部室長、鳥取県関係部局長、鳥取市、伯耆町、県経営者協会、県商工会議所連合会、県商工会連合会、県中小企業団体中央会、連合鳥取、県労働基準協会、とっとり女性活躍ネットワーク会議、鳥取大学、鳥取銀行、鳥取信用金庫

3 今後の進め方

年度内に3回程度開催し、次の3つのテーマについて議論を深め、今後3年程度の「アクションプラン」を作成する。

このアクションプランに基づき、関係機関が連携し、「働き方改革」の取組を推進していく。

【主なテーマ】

- 仕事と子育て等を両立できる職場環境の構築
- 男性も含めた働き方・労働慣行の見直しを通じた女性活躍の推進
- 人材活用と業務の効率化等を通じた労働生産性の向上

4 第1回会議における参加者からの意見概要

- ・人材確保が喫緊の課題となっているが、働きやすい環境がなければ人が集まらない。
- ・県の各種制度や好事例を、高校生、大学生、その保護者にもっと届けることが重要である。
- ・働き方改革に対するインセンティブを設け、実効性を確保することも必要である。
- ・若い人たちが力を発揮していけるよう、男性も交えて働き方改革を情報発信していきたい。
- ・働き方改革の必要性の認識が低い企業、事業主にどのように問題意識を持ってもらうかが課題。
- ・ワークライフバランスに取り組みつつ企業の業績を上げる労使一体となった取組が必要。

エボラ出血熱に係る患者移送訓練の実施結果について

平成28年12月15日

健康政策課

エボラ出血熱については、平成28年3月29日に「国際的な懸念に対する公衆衛生上の緊急事態」が解除されましたが、これまで流行を繰り返しており、今後も発生する可能性があります。このことから、万が一本県でエボラ出血熱患者が発見された場合に迅速に対応できるよう、県と感染症指定医療機関等の関係機関職員による感染防護具着脱及び患者移送・検体搬送の訓練を実施しました。

1 日時 12月5日(月) 午前11時から午後5時まで

2 場所 倉吉市昭和町150 鳥取県立厚生病院(第1種感染指定医療機関)
倉吉市東巖城町2 中部総合事務所福祉保健局(倉吉保健所)

3 参加機関

感染症指定医療機関	鳥取県立厚生病院、鳥取大学医学部附属病院、鳥取県済生会境港総合病院
消防機関	東部広域行政管理組合消防局、中部ふるさと広域連合消防局、西部広域行政管理組合消防局
国の機関	広島検疫所境出張所
県の機関等	東部福祉保健事務所、中部総合事務所福祉保健局、西部総合事務所福祉保健局、危機管理局消防防災課、警察本部警備第二課、倉吉警察署、鳥取市、健康医療局健康政策課(実施主体)

4 訓練等の内容

(1) 警察車両の先導による患者移送訓練(午前11時～正午)

- ・場所 中部総合事務所～厚生病院
- ・概要 疑似症患者の所在地を中部総合事務所(倉吉保健所)とし、中部総合事務所(倉吉保健所)から厚生病院まで、警察車両の先導による患者移送を実施

(2) 感染防護具着脱訓練(午後1時10分～午後2時10分)

- ・場所 厚生病院大会議室(5階)
- ・講師 厚生病院 秋藤洋一医療局長
- ・概要 感染防護具の着脱を実施

(3) 感染症病棟内での患者移送及び検体搬送手順の確認(午後2時30分～午後4時30分)

- ・場所 厚生病院感染症病棟
- ・内容 厚生病院内での患者移送及び検体搬送手順を確認

5 今後の課題等

- ・訓練後に意見交換を行い、繰り返し訓練を実施していく必要性を確認した。
- ・今後は、消防機関の車両による移送についても迅速に対応出来るよう消防機関や消防機関の車両に同乗していただく感染症指定医療機関の医師との連携訓練も行っていく予定である。

【参考：消防機関の車両による患者移送について】

- エボラ出血熱が複数発生した場合は、消防機関の車両で患者移送を行っていただけるよう消防機関と平成28年3月に協定締結
- 協定に基づく患者移送を行う場合は、感染症指定医療機関の医師に同乗していただくこととなっている。

◆当日の訓練の様子



